



鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)
号外第93号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (61) (職員課) 2

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 法令等の制定改廃等による改正

林業・木材産業改善資金助成法の一部改正その他の根拠法令の制定改廃等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

2 組織改正による改正

中部総合事務所及び西部総合事務所の設置その他の組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

3 権限配分の見直しによる改正

(1) 工事の起工の決定等に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。(別表第2関係)

区分	改正後	改正前
本庁の課長	請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの
地方機関の長(総合事務所長を含む。)	請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

(2) 入札の執行に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。(別表第2関係)

区分	改正後	改正前
本庁の課長	総合事務所、八頭地方農林振興局及び八頭地方県土整備局に係るもの	請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの
	鳥取地方農林振興局及び鳥取地方県土整備局に係るもの	請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの
総合事務所長、八頭地方農林振興局長及び八頭地方県土整備局長	請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの
鳥取地方農林振興局長及び鳥取地方県土整備局長	請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) この規則は、平成15年7月1日から施行することとした。ただし、1の一部は、同年10月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第61号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる法制室、営繕室、福利厚生室、分館推進室、工事検査室、介護保健室、自然エネルギー推進室、下水道室、企画推進室、産学官連携推進室、企業立地推進室、雇用政策室、企画調整室、普及技術指導室、地産地消推進室、農村整備企画室、林業専門技術員室、水産振興室、土木防災室、高志道路推進室、緑地公園室及び労働室の長をいう。</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) 総合事務所の局長 組織規則第20条の3第1項の表の第2欄に掲げる局長をいう。</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>5 当分の間、第6条及び第11条の規定にかかわらず、<u>東部健康福祉センター</u>所長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち<u>東部健康福祉センター八頭支局</u>に係るものの処理については、<u>東部健康福祉センター八頭支局長</u>に当該職員の名において決裁させるものとする。</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる法制室、営繕室、福利厚生室、分館推進室、工事検査室、<u>通達・中山間地域振興室</u>、企画調整室、介護保健室、自然エネルギー推進室、下水道室、企画推進室、産学官連携推進室、企業立地推進室、雇用政策室、企画調整室、普及技術指導室、地産地消推進室、農村整備企画室、林業専門技術員室、水産振興室、土木防災室、高志道路推進室、緑地公園室及び労働室の長をいう。</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) 総合事務所の局長 組織規則第20条の3第1項の表の<u>左欄</u>に掲げる局長をいう。</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>5 当分の間、第6条及び第11条の規定にかかわらず、<u>東部健康福祉センター</u>所長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち<u>東部健康福祉センター八頭地域健康福祉部</u>に係るものの処理については、<u>東部健康福祉センター八頭地域健康福祉部長</u>に当該職員の名において決裁させるものとする。</p>

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長又は総合 事務所の局長 の名称
			専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者			
	種 類	内 容	知事	部長	課長	地方機関の長又は総合事務所の局長	部長	課長	

総務課	一及び二 略								
-----	--------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長又は総合 事務所の局長 の名称
			専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者			
	種 類	内 容	知事	部長	課長	地方機関の長又は総合事務所の局長	部長	課長	

総務課	一及び二 略								
三 学校教育 法(昭和22 年法律第26 号)に基づ く知事の権 限に係る事 務	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可		○						
	2 同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理			○					
	3 同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令		○						
	4 同法第2条の8第1項の規定による私立の専修学校の設置及び廃止並びに設置者の変更及び目的の変更の認可		○						
	5 同法第2条の9の規定による私立の専修学校の名称、位置又は学期の変更等の届出の受理			○					
	6 同法第2条の10第1項において準用する同法第10条の規定による私立の専修学校の校長を決定した旨の届出の受理			○					
	7 同法第2条の10第1項において準用する同法第13条の規定による私立の専修学校の閉鎖の命令		○						
	8 同法第3条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による私立の各種学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可		○						
	9 同法第3条第2項において準用する同法第10条の規定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理			○					
	10 同法第3条第2項において準用する同法第13条の規定による私立の各種学校の閉鎖の命令		○						
	11 同法第4条の規定による私立の専修学校設置又は各種学校設置の認可申請の勧告若し廢止の命令		○						
四 私立学校 法(昭和24 年法律第 270号)に 基づく知事	1 同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他必要な報告書の提出の要			○					

の権限に属 する事務	求																					
2 同法第11条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦についての私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体に対する要請			○																			
3 同法第17条の規定による私立学校審議会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項の承認			○																			
4 同法第26条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類の設定		○																				
5 同法第31条第1項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の寄附行為の認可	○																					
6 同法第32条第1項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人を設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定	○																					
7 同法第45条(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可	○																					
8 同法第49条(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第66条又は第77条の規定による学校法人の代表者は特別代理人の選任	○																					
9 同法第50条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散の認可又は認定	○																					
10 同法第50条第4項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散の届出の受理		○																				
11 同法第52条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の合併の認可	○																					
12 同法第58条(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第77条第2項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理		○																				

<p>の ロ 設備工事に 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の (ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会議棟の 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 中 部総合事 務所の管 轄区域に 係るも の (c) 西 部総合事 務所及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>3 営繕工事に係る請 負契約の締結を任意 契約の方法によるこ との決定 (一) 請負対象額計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象額計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの (1) 営繕費に係 る本庁舎及び議 会棟の工事に係 るもの (2) (1)以外の もの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るも の ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの ハ 西部総合事 務所及び日野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

<p>4 営繕工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 中部総合事務所 の管轄区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 中部総合事務所 の管轄区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											</																				

るもの																																	
<p>5 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ウ) 中部総合事務所 所県土整備局長 (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<p>6 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<p>5 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<p>6 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所 所県土整備局長	○ 西部総合事務所 所県土整備局長	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 倉吉地方県土整備局長	○ 米子地方県土整備局長																												

	ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの					<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長 <input type="radio"/> 中部総合事務所長 <input type="radio"/> 西部総合事務所長		もの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長 <input type="radio"/> 倉吉地方県土整備局長 <input type="radio"/> 米子地方県土整備局長	
7	他部署の所掌に係る管轄工事の受託の決定		○						○						
8	管轄工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行							8 管轄工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 建設工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事を除く。)に係るもので鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事を除く。)に係るもので倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事を除く。)に係るもので米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 設備工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係					<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長 <input type="radio"/> 倉吉地方県土整備局長 <input type="radio"/> 米子地方県土整備局長 <input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長 <input type="radio"/> 倉吉地方県土整備局長		

<p>務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 設け工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	<p>所長</p> <p>鳥取地方県土整備局長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>鳥取地方県土整備局長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	<p>土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 設け工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	<p>整備局長</p> <p>鳥取地方県土整備局長</p> <p>倉吉地方県土整備局長</p> <p>米子地方県土整備局長</p> <p>鳥取地方県土整備局長</p> <p>倉吉地方県土整備局長</p> <p>米子地方県土整備局長</p>
<p>2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄</p>	○	○	○	<p>鳥取地方県土整備局長</p>	<p>2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄</p>	○	○	○	<p>鳥取地方県土整備局長</p>

<p>区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>		<p>区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p>
<p>3 同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p>							<p>3 同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p>				

<p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>								<p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>																																		
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>								<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>																																		
	<p>区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>								<p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p>																																		
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>								<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p>																																		